

2013. 6. 30

一般社団法人日本経済調査協議会

役員退職金規程

(総則)

第 1 条 この規程は一般社団法人日本経済調査協議会の定款第 3 1 条に定める役員の退職金について定めることを目的とする。

(退職金の支給対象)

第 2 条 退職金は常勤役員が退職したときに支給する。

(退職金の額)

第 3 条 退職金の額は、別表「役員退職金算定表」の額に、職位対応在職年数に 1.015 を乗じた額を限度として、理事長が定める。

(その他)

第 4 条 支給日など支給方法の細目については当会退職金規程を準用する。

以 上

別表

役員退職金算定表

常勤専務理事	1,000,000 円
常勤常務理事	870,000 円